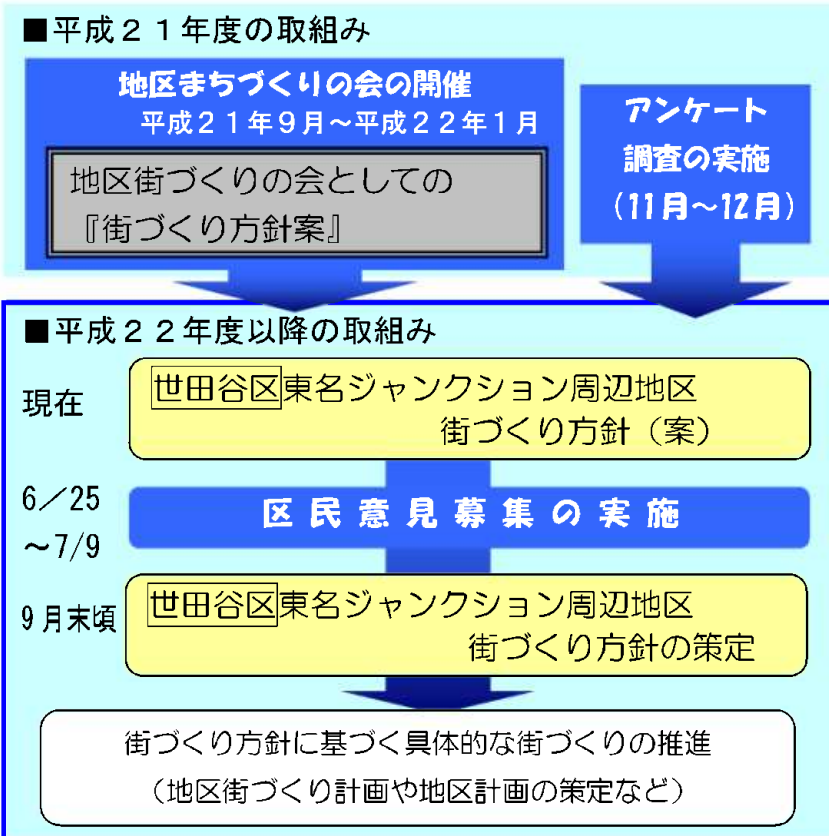


「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針」策定までの流れ

- 今回、『東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）』を区民の方々に公表し、ご意見を伺います。
- 頂いたご意見等を参考にしながら、今年の秋ごろを目途に「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針」を策定します。
- 方針策定後は、具体的な地区街づくりを進めるため、より細かい地区ごとに、機運の高まったところから、地域住民の皆様と協働で街づくりを進めます。



東名ジャンクション周辺地区

街づくりニュース

第6号

平成22年6月25日 発行：世田谷区砧総合支所街づくり課

「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）」がまとまりました

平素より世田谷区の街づくりにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

「東名ジャンクション周辺地区」（区域は6・7ページを参照）では、平成21年の秋より地区周辺にお住まいの方、土地や建物を所有している方を対象に参加者を募り、『東名ジャンクション周辺地区街づくりの会（以下、「会」という。）』を設立し、地区の街づくりのあり方についてご議論いただきました。



平成22年1月に会でとりまとめていただいた「会としての街づくり方針案」や地区の方々等を対象としたアンケート調査などから、世田谷区として「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）」の検討を進めてまいりました。この度、「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）」がまとまりましたのでお知らせいたします。

※「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）」の全文を中面（2～7ページ）に掲載しましたのでご覧ください。

東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）に対するご意見を募集します！

いただいたご意見を参考に、街づくり方針を策定します。

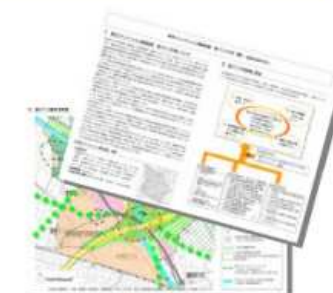
意見募集期間：

平成22年6月25日（金）～7月9日（金）必着

ご意見の提出方法は、8ページをご覧ください。

※外環本体の整備の是非に対するご意見をお受けするものではありません。あらかじめご了承ください。

※いただいたご意見は、主なご意見をホームページ等で公表します。



ご意見の提出方法

- 「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）」に関するご意見は、右の記入例を参考の上、**砧総合支所街づくり課**へ郵送、またはファクシミリでご提出ください。

【記載にあたっての注意事項】

- ①ご意見を正確に把握するため、電話による受付は対応いたしかねますのでご了承ください。
- ②提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ③ファックス番号はお間違いのないようお願いいたします。

※「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）」は、区のホームページ (<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>) **お知らせ** や砧総合支所街づくり課の窓口で閲覧できます。

＝意見の記入例＝

案件名	「東名ジャンクション周辺地区街づくり方針（案）」
ご住所	
ご氏名	
ご意見	

街づくりに関するご意見・お問合せ先

世田谷区砧総合支所街づくり課 (担当：^{かいづ}海津・石川・北岡・岩崎)
 【住所】〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
 【電話】3482-1301 【FAX】3482-1471



東名ジャンクション周辺地区 街づくり方針（案）～基本的な考え方～

I 東名ジャンクション周辺地区 街づくり方針について

- ・東京外かく環状道路（関越道～東名高速間：延長16km。以下『外環』という。）は、平成19年4月に、高架から地下式へと都市計画決定の変更が行われた。その後、平成21年4月に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、平成21年5月に国土交通大臣による整備計画が定められ、事業化された。その後、関係予算が一部凍結されたが、平成22年4月には再び予算の配分が行われ事業を推進することとなった。
- ・一方、外環と東名高速道路が接続する東名ジャンクション周辺の地区では、「土地区画整理事業を施行すべき区域（以下、『すべき区域』という。）」として昭和44年5月に都市計画決定しており、土地区画整理事業による道路、公園などの施設整備と良好な住宅形成を行う地区として位置づけられている。一部地区では、区画整理事業の施行及び地区計画が定められているものの、全体的には道路等の基盤整備が不十分な状況となっている。
- ・区では以前から、外環については、『広域的な視点や環状八号線等幹線道路の渋滞軽減、大気汚染の改善が期待できることから、地下化を前提として必要な路線である。整備に当たっては、野川及び国分寺崖線などの緑と水の自然環境並びに生活環境への十分な配慮と、ジャンクション等地上部への影響を極力小さくすること。』と国・都に対し要望してきた。
- ・こうした状況を踏まえ、外環の事業化を契機として、外環への対応や従前からの地区の課題への対応として、地区街づくりを進めることとし、地域資源を活かした良好な住環境及び緑のネットワークの形成を図ることとした。
- ・このため平成21年度に、地上部への影響が懸念される外環と東名高速が接続する東名ジャンクション周辺（計画線からおおむね200mの範囲）を対象として地区を位置付け、住民参加による地区街づくりの会の開催やアンケート調査を通じて周辺地区の住民、関係権利者の意向を把握しながら、地区の街づくりの方向性について検討してきた。
- ・本方針は、地区街づくりの会で検討を進め取りまとめた『会としての方針案』や、住民・地権者を対象とした街づくりアンケート調査の結果などを参考にしながら、国・都が平成21年4月に定めた『東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針（以下、『対応の方針』という。）、』『都市整備方針』や『みどりとみずの基本計画』等の区の上位・関連計画等を踏まえ、区としての東名ジャンクション周辺地区の将来の街づくりの方向性を定めるものである。

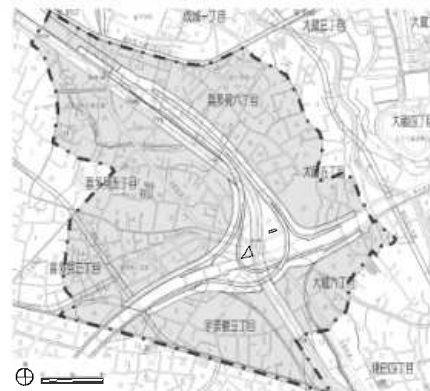
○東名ジャンクション周辺地区 概況

【対象区域】

宇奈根三丁目（1～14 街区）、大蔵五丁目（2～5、16～28 街区）、大蔵六丁目（10～20 街区）喜多見三丁目（1～21 街区）、喜多見五丁目（1～18、23～27 街区）、喜多見六丁目（1～6、8～25 街区）、喜多見七丁目（31～34 街区）

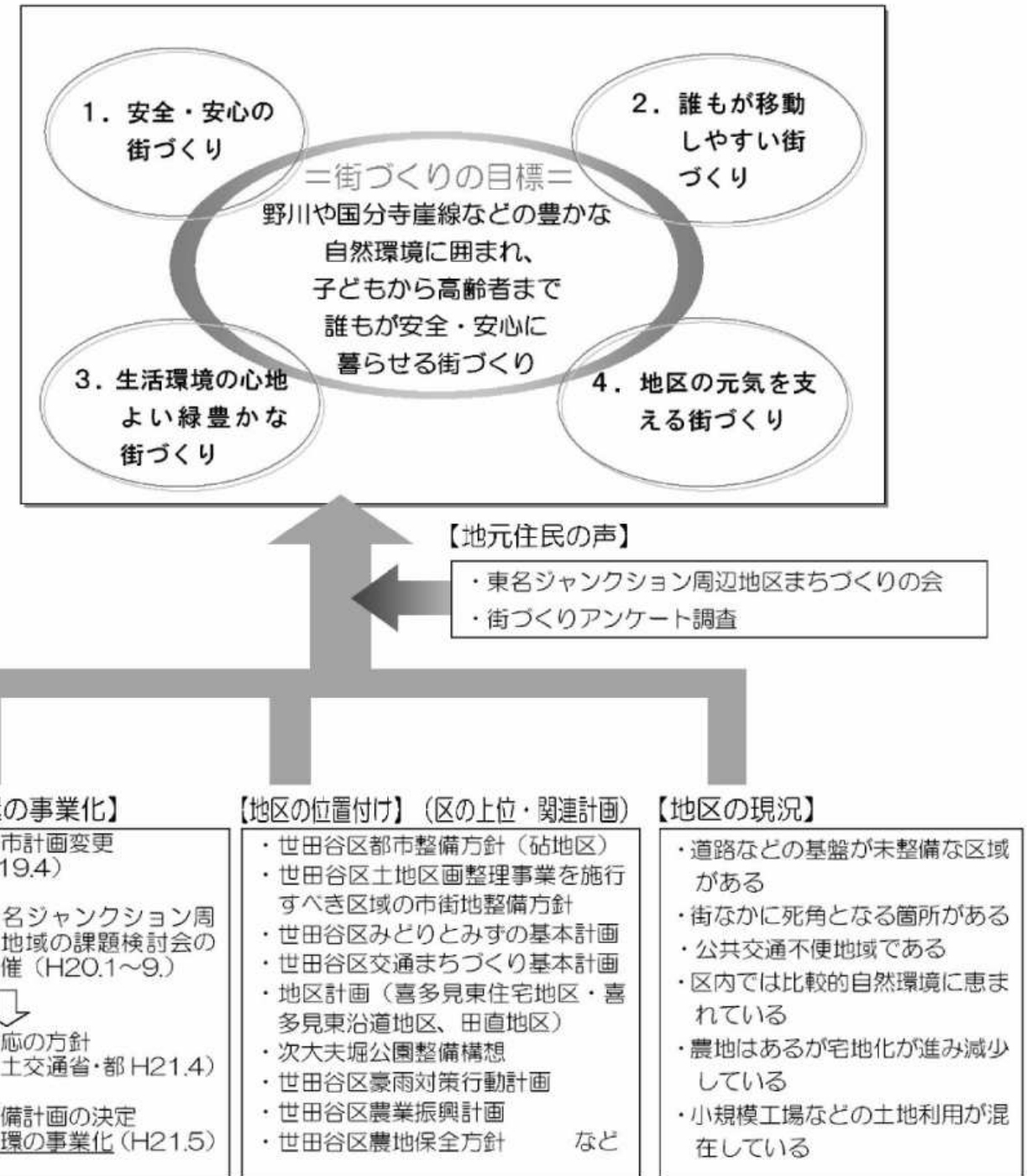
【区域面積】約84.4ha

【地区内居住者数】約2,700世帯 6,000人（H22.3現在）



II 街づくりの目標と視点

- ・都市整備方針等による地区の位置付け、現況・課題及び、地元住民の意向等を考慮し、東名ジャンクション周辺地区における街づくりの目標と4つの街づくりの視点を設定する。



Ⅲ 街づくりの基本方針

・街づくりの目標と視点から、東名ジャンクション周辺地区の街づくりの基本方針を以下の通り定める。

① 安全・安心の街づくり

- 1-1. 災害時も緊急車両が円滑に通行でき、住民が安全に避難できるような安全な街を目指す。
- 1-2. 高速道路の高架下などの街なかの死角をなくし、治安の良い街を目指す。
- 1-3. 生活道路が通過交通の抜け道とならないような道路ネットワークづくりを目指す。



② 誰もが移動しやすい街づくり

- 2-1. 歩行者が通行しやすい交差点づくりや歩行者等空間の充実により、誰もが通行しやすいユニバーサルデザインの道づくりを目指す。
- 2-2. 関係機関への働きかけを通じて公共交通の利便性向上を目指す。
- 2-3. 歩行者空間の充実や、東名ジャンクション整備に伴い分断が予想される歩行者ネットワークを補完する歩行者用道路ネットワークにより、身近な散歩道の形成を図る。



③ 生活環境の心地よい緑豊かな街づくり

- 3-1. 野川や国分寺崖線などの地域の資源を保全し、自然環境を活かした緑豊かな街を目指す。
- 3-2. 地区内にある生産緑地を保全し、地域の緑として農地のある田園的な街を目指す。
- 3-3. 東名ジャンクション整備とあわせ、環境施設帯やジャンクション内の土地を有効活用し、周辺の居住環境との調和を図る。



④ 地区の元気を支える街づくり

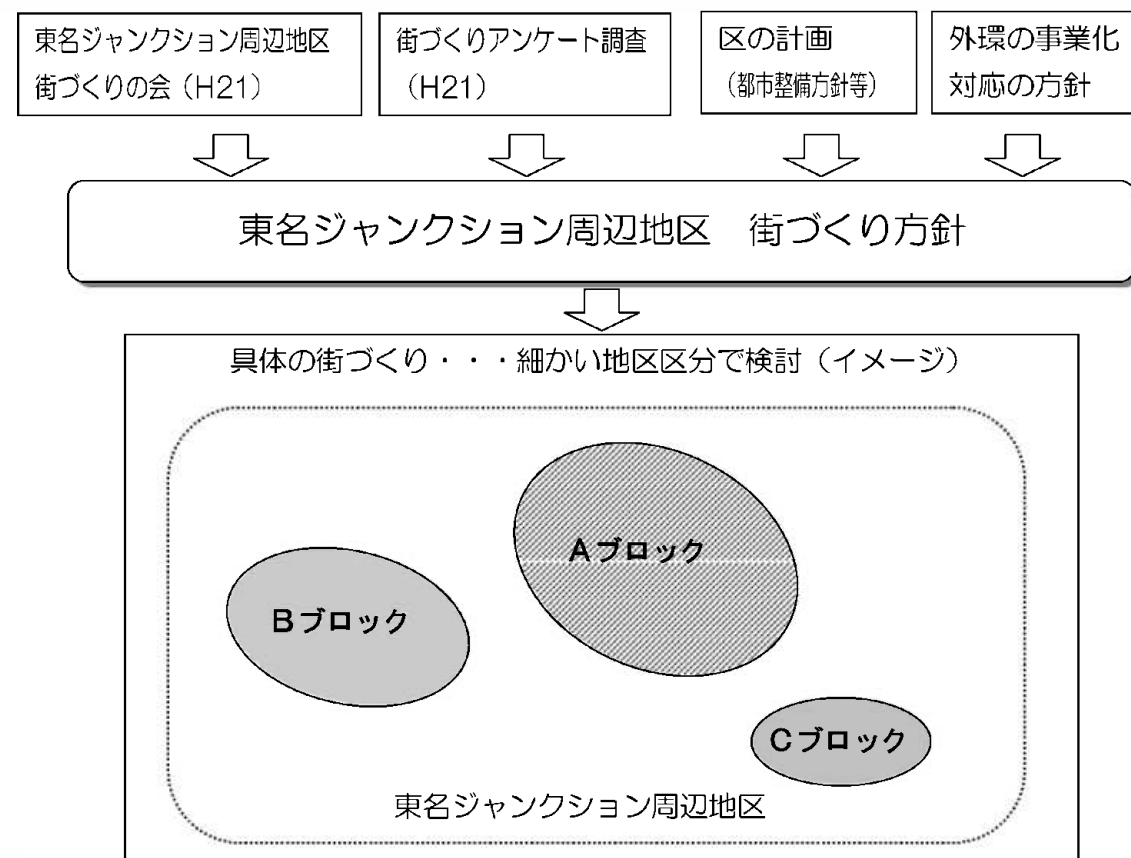
- 4-1. 地域の資源である生産緑地を保全し、都市の農業を活かした地産地消の街づくりを目指す。
- 4-2. 周辺環境に配慮しながら、身近なものが買える商店や地元のものづくり事業所等、住商工が調和した街づくりを目指す。
- 4-3. 自治会活動など地域の様々な取り組みを活かし、地域のつながり・コミュニティを大切にしながら、手を取り合って助けあえる街づくりを目指す。



Ⅳ 今後の街づくりの進め方

① 具体的な街づくりへの取組み

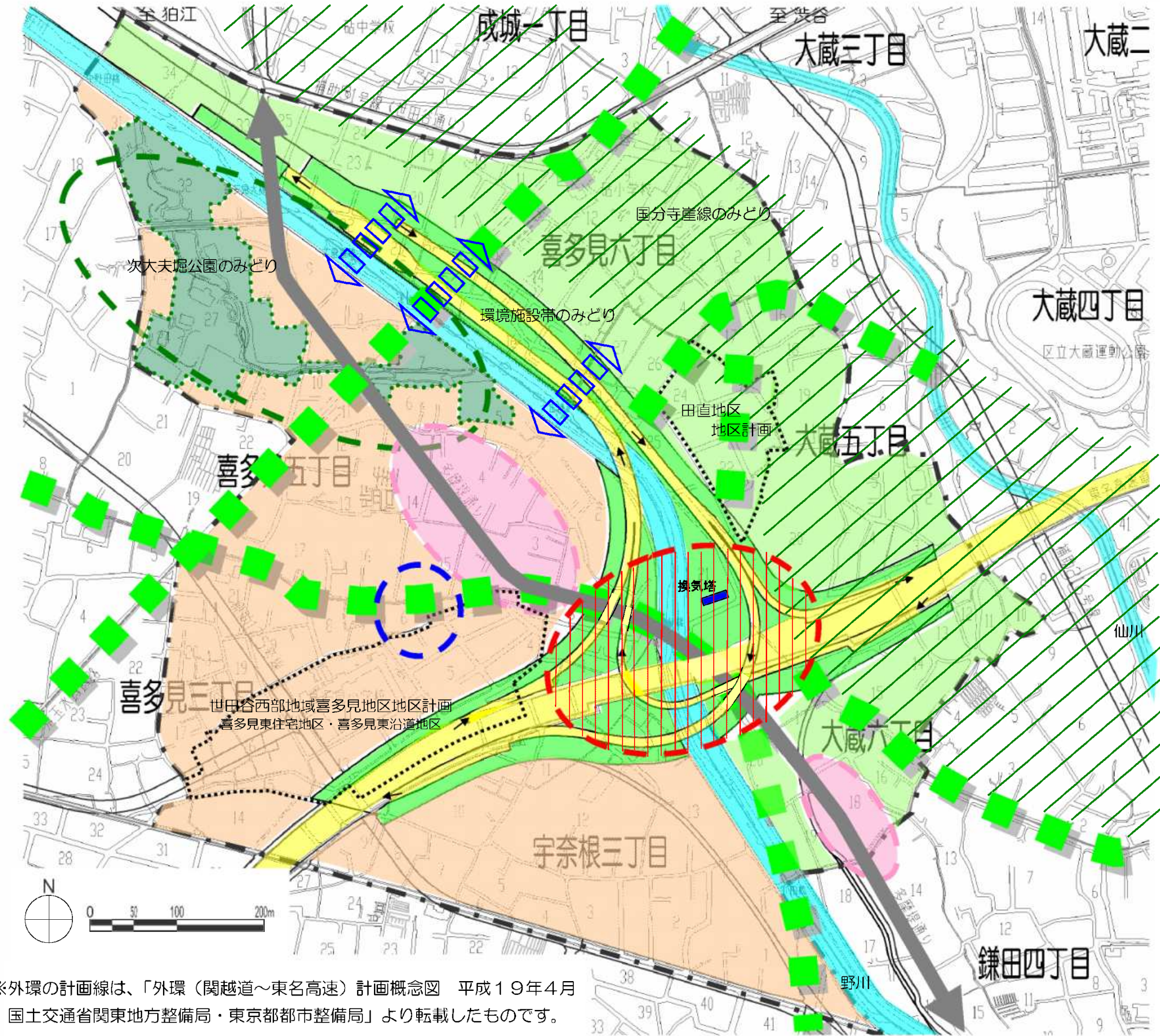
- ・東名ジャンクション周辺地区は、広大な面積を有しており、街づくりの具体化に向けては、地区の状況、特性に配慮しながら細かい地区ごとの検討が求められる。
- ・なお、地区の具体的な街づくりの検討は、対象区域内で機運の高まったところから、地域住民と協働で進めていくこととする。
- ・但し、外環の整備に伴い大きく影響を受ける部分を含む区域については、優先的に取り組んでいく。



② 今後の動向を見据えた検討課題等

- ・東名以南の区域については、今後の外環の計画（東名以南の延伸）等を踏まえつつ検討する必要がある。
- ・外環の都市計画変更に伴い都市計画線と既存地区計画との整合を図る必要がある。
- ・地区の街づくりについては、地区計画制度等の手法を活用しながら街づくりを検討する。

V 街づくり基本方針図



- 【街づくりの方針】**
- 〔農地を活かした街づくり〕
地区内にある生産緑地の保全を図り、地域の緑として農地のある田園的な街づくり、都市の農業を活かした地産地消の街づくりを目指す。
 - 〔自然環境を活かした街づくり〕
国分寺産線などの地域の資源を保全し、自然環境を活かした緑豊かな街を目指す。
 - 〔多摩堤通り沿道の街づくり〕
・都市型集合住宅の誘導を図りにぎわいのある街並みの形成を図る。
・身近なものが買える商店や地元のものづくり事業所等、住商工が調和した街づくりを目指す。
 - 〔外環本体部〕
東名ジャンクション整備とあわせ、環境施設帯やジャンクション内を有効活用し、周辺の居住環境との調和を図る。
 - 〔ジャンクション（東名合流部）〕
・コミュニティ施設、自然とのふれあう憩いの場等、地域の資源としての有効活用に向けた整備を図る。
・道路の分断の補完を図る。
 - 外環整備により分断が予想される道路機能の補完
- 【既存の計画等での位置づけ】**
- みどりの拠点の形成
(みどりとみずの基本計画)
 - 水辺再生事業・構想区域
(みどりとみずの基本計画)
 - 国分寺産線の保全
 - 【地区計画策定済み地区】
外環の都市計画変更に伴い地区計画区域との整合を図る。
 - 緑のネットワーク（イメージ）
(砧地域 都市整備方針)
河川や樹林地、公園などのみどりをつなぐ。
 - 野川沿いの水と親しめる歩行者系道路
(砧地域 都市整備方針)

※外環の計画線は、「外環（関越道～東名高速）計画概念図 平成19年4月 国土交通省関東地方整備局・東京都都市整備局」より転載したものです。